

【紹介】

小野寺 忠昭著 『地域ユニオン・コラボレーション論——オルグから見  
た地域共闘とは』インパクト出版会 278p ISBN:47554-0129-1 2100 [amazon]／[br1]

〈目次〉

- 第1章 ローカルから見た組合のかたち
- 1 東部労働運動の舞台と時代背景
  - 2 物語を作った地区労
  - 3 日本の組合のルーツ職場型組合
  - 4 合同労組の仁義
  - 5 総評御三家の位置を占めた公労協
  - 6 幕藩体制としての総評
  - 7 地域労働運動のもう一つの価値観
- 第2章 総評の総括
- 1 東京東部地域運動
  - 2 オルグ
  - 3 労働者理念の再建

- 4 再出発へのまとめ
- 第3章 東京総行動と争議について
  - 1 東京総行動
  - 2 争議について
  - 3 自主生産闘争
  - 4 パラマウント製靴自主再建の苦悩
  - 5 生産する労働組合の課題
- 第4章 運動再構築の要素
  - 1 リストラの時代
  - 2 オルタナティブな運動へ
- 第5章 エピローグ 新たな時代を繋ぐ
  - 1 国鉄闘争 新たな可能性
  - 2 社会と労働組合
  - 3 労基法改悪反対運動の顛末
  - 4 政治性と労働組合
  - 5 組合は未来への贈与
- 6 結び

第1章 ローカルから見た組合のかたち

1 東部労働運動の舞台と時代背景

〔労組結成の基本と条件〕

〈基本〉

- 1 組合作りの主謀者が腹をくくっている
- 2 職場の労働者の中に最後まで信頼できる友がいる
- 3 組合活動をするにあたってイメージ（家庭生活など）が持てる
- 4 職場の外（地域・産別）に相談相手・指導者（組合作りオルグ）がいる

〈条件〉

- 1 要求が具体的である
- 2 それが正義であるとの確信を持って労働委員会・裁判などでも争うことができる
- 3 経営側も何らかの改善を必要としている
- 4 職場の中に指導的な立場の労働者がいる
- 5 経営状態が理解でき、経営側にも組合作りに対する理解者がいる

2 物語を作った地区労

「1965年以降、新日鉄（八幡製鉄と富士製鉄合併）をはじめとする大手重化学工業グループの合併・再編に伴って、総評・中立系大手の民間組合は、経営と同盟系組合とが一体となった組織攻撃で、壊滅的な打撃を受けて消滅するか、極少数組合になっていった。中立労連全造船機械石川分会（佐藤芳夫委員長）は、資本と民連組織（同盟造船重機加盟を指向するインフオーマル組織である、職場を明るくする会）によって5年にわたるすさまじい分裂攻撃を受けた。1970年、組合解体攻撃に抗して、全造船の旗を守って少数派組合（組合員数が四桁から二桁へと激減）として残った。もちろん、全造船単産（後に総評加盟）の踏ん張りもあった（三菱から始まり、石川島・住友と続くこの組織防衛を果たすことによって、全造船は少数派全国単産として生き残ることができた）」（28―29頁）

### 3 日本の組合のルーツ職場型組合

「東部の区労協には、総評系民間組合の日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）、日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）、全国金属、合成化学産業労働組合連合（合化労連）、化学産業労働組合同盟（化学同盟）、全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）、また中立労連系の全日本電気機器労働組合連合会（電機労連）、全造船機械、全日本電線関連産業労働組合連合会（全電線）など、純中立系では全国皮革産業労働組合連合会（全皮労連）、全国製靴産業労働組合連合会（全靴労連）などが、事務所ごとの単位組織で加盟していた。」（35頁）

◆財閥解体↓個別会社↓労働組合（55年…組合員数8万人↓56年…570万人）

「このように日本の組合は、その出発点から自律的な社会形態として成立したのではなく、占領政策の日本民主化を通じて他律的に成立した、にわかづくりの弱さを持っていた。」（37頁）

②「2・1」ゼネストの中止。

〔特徴〕

1 財閥解体政策の帰結として、個別会社に分解されたその事業所単位の職場に組合の出発があつたこと。そして労資関係はその事業所内における労使関係であった。

2 産業民主主義を基本とした高い水準で戦後労働三法（労働組合法45年11月公布、労働関係調整法46年9月公布、労働基準法47年4月公布）が制定され施行され、これらの法の運用にあたっては、労働省・労働行政の適用（取り締まり）対象を、各事業所ごとの狭い枠組みにしたことであつた。

3 労働組合の枠組みがこの事業所ごとの職場型組合であつたこと。

4 外国人労働者や下請け臨時労働者を除外した正規工員・職員に組合成員を絞つたこと。

5 ポツダム組合といわれるようになにわかづくりであつたため、社会的な基礎が脆弱であつたこと。

「日本における戦後組合運動の特徴は、第一歩として職業的な団結にも、また各産業の社会的

「労・資」関係の構築にも向かわなかったことであった。産業内の労使自治・労使対等を旨とする西欧の産業民主主義とは異なり、事業所内におけるもつとも身近な「従業員民主化」運動として展開されていたのである。その一時期を要約すれば、敗戦当時の社会秩序の崩壊と社会危機の中で、この民主化闘争は日本共産党の指導のもとに、主にはガチガチの共産主義をかかげる赤色労働組合主義として政治闘争化の道を突き進み、アメリカ占領軍の庇護の下に大きくふくらみ、そして占領権力の厚い壁に跳ね返され、挫折していったということである。」(39頁)

◆第一次読売新聞争議を火付け役に「生産管理闘争」が展開。

◆限界点

「賃金が本社から支払われていたこと、資材の購入が本社に握られており、経営指導権を本社に半ば委ねていたことなど、組合の財政政策を持っていなかったこと、すなわち事業体制運営が戦略的ではないことであった。」(40頁)

◇経済復興会議の結成(労使16団体) Ⅱ運動の総括と戦略抜き

◇「2・1」スト後、産別会議民主化同盟の結成(48年2月)、政令二〇一号(48年7月)、総評の結成(50年7月)。

1954年「地域ぐるみ闘争」―第二代総評事務局長・高野実(総同盟左派)。

1955年「日本生産性本部」が発足（6月総同盟が参加）。

「企業枠を超えていく社会的・産業別的な団結の可能性は、54年～60年までの労働争議の敗北によって、すでに現実的に企業内に封じ込められていたのであった。しかし、その職場型運動は、労働（運動家）オルグたちを通して中小労組や地域に受け継がれ、労働者を新たな場所で組織化していった。また官公労の労働運動が、最後の職場型組織の砦として存在していたことも大きかった。このオルグたちと事業所ごとの組合、公労協や地公労などが、総評運動を下から支え、地区労を持続させていく大きな財力と原動力となったのである。」（47頁）

#### 4 合同労組の仁義

「2002年現在、全国で1万5,000人、80余のコミュニティユニオン」が活動している。

#### 〔合同労組論〕

- 1 個人加盟を原則にする
- 2 各地域の実情に応じて地域合同労組を結成して、官公労、民間大単産の援助を受ける
- 3 中小労働者の組織化に、全国的、統一的に対処する

◇総評第6回定期大会（55年7月）、中小労働者組織化方針を打ち出す。

合同労組論と産別整理論が対決。また、社共の派閥政治、総評・地県評からの組織化交付金などによって運動が腐敗。

「企業内組合と似て非なる職場型組合、さらに一般型労組から生み出された地域労働運動を支える旦那衆組合こそ、日本の労働者大衆の中から生み出された自立的労働組合の気質を作り出してきた。」(57頁)

#### 5 総評御三家の位置を占めた公労協

組織労働者の三割を占めた官公労働者。

公労協(1953年発足) — 全電通、国労・機関車労働組合(動労)、全専売/全通、全林野、全印刷、全造幣、アルコール専売の三公社五現業。

◆ 国労 社(民同、社会党左派)・共(革新同志会) 統一型

◆ 全通 共産排除、民同左派指導型

◆ 全電通 共産排除、社会党右派指導型

「組合の要求実現と国民的「政治闘争」とは、公労協運動においてはまさに不可分の関係であった。」(60頁)

「公労協はスト権を奪われたことによって、要求実現の方法として、民間労組組合にはない雇  
用者・政府を直接相手にした政治闘争主義の性格と持っていた。」(60頁)

「全電通は、既に60年代の後半には、労使協定書が分厚い本になるほどになっていた。」  
(62頁)

「そして全電通は、公社ともども社会党の右の雄としての構造改革派を育成することになった。」(62頁)

「全電通労働組合は、公営企業における日本的労使関係の最初の「完璧な実践者」であったのである。」(63頁)

「地域における公労協の衰退が明らかになり、それに代わって東部の労働運動を引っ張っているのは民間の争議運動であった。それは従来の総評・社会党のヘゲモニーが終焉を告げたことをも意味していた。」(67頁)

## 6 幕藩体制としての総評

総評…439万人、東京地評…65万人(85年度)

「総評は、労働組合における共産党フラクションの影響力を排除するために、産別会議派民同と総同盟左派が合流して、アメリカ占領軍の後押しで、1950年に結成された労働組合のナショナルセンターであった。にもかかわらず、結成間もない第二回定期大会(51年)で反米的な平和四原則を決定。「我々は再軍備に反対し、中立堅持、軍事基地反対、全面講和の実現により、日本の平和を守り、独立達成のために闘う」という、全通から出された修正案を採択した。さらに当時、反共の砦と言われた国際自由労連一括加盟を否決。1950年に勃発した朝鮮戦争

反対を大きなバネとして、時の日米支配体制の思惑を越えて、革新運動といわれる勢力の中心を担っていったのであった。」(69頁)

「敗戦から10年も経たない時期の反戦運動の高揚は、日本国民の多くが身体感覚で新たな戦争の危機を感じ取ったからであった。」(70頁)

「総評は欧米の労資関係とは異なり、産業民主主義のように社会政治体制としては確立されずに、内向きの企業内労資関係、いわば従業員民主主義としてしか確立することができなかった。」(71頁)

#### ◆総評の弊害…派閥の政治力学

##### ◇東部の地域労働運動の独自性

「江戸川区労協による区長選挙運動と江戸川ユニオンの結成(1984年)、葛飾区労協の郵便年末アルバイトの組織化とパート110番運動、東部地域全体で取り組まれた反合理化総行動、浜田精機、ペトリカメラ、パラマウント製靴などの工場占拠運動の展開、反核平和運動と軌を一にしながらの「再び許すな!東京大空襲下町反戦平和の集い運動」など、70年〜85年にかけて多彩な地域運動が開花した。それらの運動は、総評国民運動が衰退する過程で、地域運動の担い手たちが、かつての社会的な権威を逆手に取って、地域から生み出した新たな

「国民運動」だった。」（74～75頁）

「社会党においては、西欧のように自立した社会民主主義として展開できずに、労働組合の産業民主主義を政治的に補完する立場に終始してしまい、「総評・公労協」党としての限界を越えることができなかった。そのように総評・社会党は、プロックとしてあったよりも、米ソの冷戦の中で、労働運動と政治運動を相互に補完しあったコインの裏表だった。」（77頁）

「総評運動の衰退のもう一つの原因は、全国の地域のさまざまな独立的経済活動の活力の衰退であった。」（79頁）

「過去、最も際だった運動は、江戸川区労協による区長の準公選制運動の取り組みであった。これには議場占拠という直接行動で、事務局長、オルグが逮捕され、しかも不当な長い拘留をされたが、知事の任命制から公選制⇨区長公選制実現への突破口を開いた運動であった。」（82頁）

「労働運動においても一つ、自分たちの要求以外に公共の利益を実現していくという社会的役割は、公共・行政機関、自治体などに積極的な労働政策を取り組ませることを通して、労働組合の社会的価値・ヘゲモニーを確立していくことにあった。」（84頁）

「日本における産業民主主義の弱さを、戦後の憲法に則って施政してきた政府機関は、70年中頃をピークにその施策を消極化し、社会法制の効力を弱める側に転換していったのである。」（86頁）

## 7 地域労働運動のもう一つの価値観

「70～80年代地域労働運動は、企業内労使関係から疎外された労働者の反抗のエネルギーをバネとして成立し、企業内労使関係の無力化と労働行政の退廃に反発して、大資本・政府・行政などの中央に向かってシフトされ、集中的活動をした。法人格否認の法理と使用者概念拡大の論理は、以上のような地域労働運動の状況に支持され、運動化され、その運動は、東京総行動方式に象徴的に表現された。そして総行動運動には、新たな労働運動戦略の二つの方向と萌芽があったと考えることができる。」(86～87頁)

1 印刷四者共闘による反倒産争議—政府(通産省)と独占(三菱)の癒着に対し「国家の首切り」スローガンを提起。自主再建を勝ち取る。

2 大久保製塩闘争(74年)—障碍者差別をする企業とそれを支える労基署を、労働法違反などで包囲。23年間の闘い。

## 第2章 総評の総括

### 1 東京東部地域運動

「東部地域労働運動は、東部七地区における地区労共闘会議、公労協と交通運輸労働組合連

絡協議会（交通）共闘（私鉄・東交・日通など）の東部地協組織、総評・東京地評の三つの組織によって担われていた。」（94頁）

## 2 オルグ

〔労働運動家とは〕

1 労度運動家は特定の組織、労働者階級出身である必要はまったくないが、縁辺の職業を越えた労働者・労働組合の体現者・指導者であること。

2 組合に対する責任を最後まで持つことができる者。また労働者・組合の体を借りて社会全体での意味や価値をも表現する社会運動の指導者でもあること。

3 運動の指導をし、労働者をその気にさせ組織する能力と技能が長けていること。ストライキの指導ができ、また収めることができること。団体交渉を、労・資関係の「掛け合い」として対処できること。

4 社会・政治問題を労働者・労働組合全体の問題に転化する対案・政策能力があること。あるいは、ほかの階層とも共闘していく指導能力。

5 その総合として労働者仁義に厚く、労働者の道義を貫ける者であること。

〔組合基盤の喪失〕

「まず第一群として、基幹産業を代表する労働運動家が企業社会から追われ（53年～65年）、

第二群としてそれに準ずる産業と公営企業体からいなくなった（70年～80年）。第三群として、かろうじて第一群と第二群の少数派労働組合と中小零細領域における労働運動家が生き残ってきた。企業社会から、はみ出した部分であった（75年～85年）。」（112頁）

〔オルグとは〕

「まず当事者である労働者に化けることが基本である。次に、悩み怒り多き当事者以上の当事者になること。さらに、凄みを持った委員長や共闘議長以上になれること。そして時と場合によっては、相対する経営者以上の経営者にもなることであった。だから、本来的にオルグは、固定されたものであってはならないし、中心や重心や頂点から外れ、権力や権威を持っていないことがこの術を使う条件であり、また場数を踏んでこそこの術を磨くことができたのである。」（114頁）

〔オルグの心得〕

- 1 オルグする労働者たちと友達になること。
- 2 相手と友達になったら、相手が何を悩んでいるかを具体的に掴み具体的な要求にすること。
- 3 問題解決に向けた指導をすること。

### 3 労働者理念の再建

「地域労働運動の意義とは結論的に言えば「社会性」と「友愛」である。」（121頁）

「労働運動の本質は、このような経済闘争と政治闘争ではなく、その時代の活動の表現であり機能であったと改めて位置づけする必要があると考える。」（121頁）

「このように組合の歴史を要約してみると理解しやすいのではないか。筆者の見込みからすれば、職能別組合の成立以降、企業別組合もトレードユニオンも産業別組合も、またそれらに基づいた産業民主主義における労資関係も時代の表現手段であった。組合運動についていえば、それらの運動表現や機能の底にあったものを取り出してみると、それは労働者マインド（精神）である。その中身は、労働者の社会的な自立「意識」と、相互助け合いの「精神」ということであると理解できるのではないか。」（122頁）

「だから労働組合は、組でありながら「組」を否定していく、労働者仲間の仁義によって、横断的に団結を拡大できるという特徴的なシステムを持っている。基本的な意味において、労働者の仁義は、他の世界の仁義と違って、労働者・労働組合の自治と共闘、あるいは助け合いを通して成り立っているのである。だからこそ一人は万人のために、万人は一人のためにということなのだ。」（126頁）

#### 4 再出発へのまとめ

##### ◇総評のプラス面

1 日本の労働運動が生み出した地区労などにおける良心的な地域共闘<sup>11</sup>隣組制度であったこと。

2 労働者の職場（事業所）における労働組合と他の労働組合・労働者との連帯、市民運動や反公害闘争、住民運動などの参加によって、閉鎖的な個別への労資関係に社会参加を促した点である。

3 労働組合の課題（賃上げ）と国民的な課題（護憲・平和、年金・社会福祉）が、戦後の革新運動の基礎部分を形成した点である。

4 個別組合では到底できない（倒産・事業所閉鎖・少数派組合の差別・地域労働者福祉運動）課題や問題を、労働組合・労働者の横の結束力によって、解決条件や解決力を作ったことである。

5 地域労働者の労働相談や組合作りの窓口、社会に開かれた労働組合的価値の入り口としての役割であった。

##### ◇総評のマイナス面

1 地域運動が労働運動の底辺の構造を支えているにもかかわらず、あくまでも単産・産別・中央組織中心の機関を補完する役割しか与えられなかった点である。

2 組合の構成員が事業所内の正規従業員であったこと。

3 民同の派閥支配により、新たな時代にそぐわない政治主義・指導であったこと。

4 第一、第二と関連して、組合内においても開発型産業主義優先が色濃くあった点である。

「この産業優先主義は、他の先進資本主義国では例を見ないほど、重化学工業本位の産業政策として戦後の国家・社会政策の中軸をなしていた。戦後日本における労資関係に目をやると、産業優先を共通の基本基軸としていたことが浮かび上がってくる。総評労働運動は、その枠組みの中で反発し、建て前として掲げたものは「労働者の生活と権利・平和と民主主義」を守るといふ旗印であった。だが同時に各産別や企業内労働組合の本音は、産業優先主義の実利を労資ともども獲得していくというものであった。連合の誕生でさらに企業内組合に傾斜していったのである。産業優先利害ではなく企業優先利害に特化して、産業を守る政策も力もなくなってきたといえよう。」（132頁）

### 第3章 東京総行動と争議について

#### 1 東京総行動

東京総行動（72年6月20日）―直接大衆行動・直接交渉と実力行動をモットーに、200を超える労働争議解決に貢献。「無印」「出入り自由」。

事例・全国金属・仙台川岸闘争（71年）―「中小企業内の労資関係を越えて、日本の独占資本体制に迫る大衆行動戦略を作った。」（136頁）

#### 2 争議について

78年沖電気指名解雇反対闘争―新たな「共闘」スタイル。

「イニシアティブをとったのは、全国金属や全国一般、東京地評に強い影響力をもっていた第二代総評事務局長であった高野実派の「社」「共」活動家グループと、地域労働運動に新興勢力として影響力を持ち始めた新左翼グループの「共闘」であった。」（142頁）

「要約すれば、党派の「階級闘争」のくびきを外して、あたりまえの労働運動としての哲学や論理、そして実践に引き戻したのが、70年代に勝利していった運動であった。」（143頁）

### 3 自主生産闘争

工場占拠・自主生産→①組合主体の親会社としての再建（ペトリカメラ）、②労働者協同組合事業（全日本自由労働組合）

「譲渡・工場使用協定に基づく工場占拠を徹底して内部化していく発想が、自主生産運動への出発である。いなくなった経営者に代わって、労働組合は企業（事業所・工場）の一切合財と、将来の運営をも自主管理していくことになるのである。」（173頁）

◆中小企業経営者＝使用者責任の否定から、背景資本への攻勢、経営者の逃避、工場占拠・関連業者の協力・自主生産という流れ。

「その工場占拠、自主生産運動が再び以前の状態に達していくまでが、今までの反倒産運動の水準であった。すなわち自主生産運動の到達点であった。労働運動としてその水準は未踏の地であり、並大抵な努力ではなかったことも事実である。そしてその運動方式は、今後の争議団運動だけではなく、労働運動全般に量的にも拡大されなければならない。グローバリゼーション・大量失業時代における倒産争議への新たなアプローチは、「工場労働者」の一企業による自主再建運動を超えて、中小零細企業家を含めた地域空洞化に対する地域おこしという、新たな社会運動の可能性である。」（174-175頁）

#### 4 パラマウント製靴自主再建の苦悩

1987年 旧パラマウント製靴↓パラマウント製靴協働社

反倒産闘争から自主生産・企業再建へ

1999年パラマウント製靴協働社↓パラマウントワーカーズコレクティブ

「パラマウント争議運動が獲得してきた運動の凄みは、連合・反連合⇨低俗な敵・味方の政治的な連帯論を越えた「協同」の経験にあった。」(181頁)

#### 5 生産する労働組合の課題

「経営サイドから見ても、「自主生産」は、資本が投げ出した職場を労働者の団結でよみがえらせたことに大きな意義があった。別に資本家がいなくても、ある一定数、生産の中心になる労働者が職場に残れば、組合員のみでも生産ができることを天下に知らしめたのである。この当時は大型機械製造の工場でも、その技術を生かして自主生産をやつてのけたのである。」(185頁)

「経営としての財務管理や資金繰り、また他企業との技術の開発競争など、すなわち根本的に資本主義的な生産に対抗していく自主生産経営の総合化したノウハウの問題が解決できなかった。」(186頁)

「従来のコンセプトとの大きな違いは、労働者が経営をしていく積極的な運動の意義を書確立したことにあった。またその労働者経営が正しい、社会的により靴づくり運動(有用的生産)

を拡大していく実践的運動の提起でもあった。」（186頁）

「70年―80年代の反倒産・争議運動は、自主生産・販売という抜け道を通して、労働者企業へと踏み込んでいったのである。」（192頁）

◆「連帯市場」

#### 第4章 運動再構築の要素

##### 1 リストラの時代

1992年 「サラリーマン・中間管理職」（団塊の世代）の解雇

1995年 新時代の日本の経営

◇実質失業者数の増大

◇労働形態の変容（「肉体労働」→「頭脳労働」、グローバル経済の進行（合併・併合など）

##### 2 オルタナティブな運動へ

「この時代、既存の労資関係からはずれた、かつての集団的な労資関係下に置かれた労働争議ではない個別労使紛争が膨大に増え続けている。従来の約10倍の年間二万五、〇〇〇件を超

える裁判所の民事事件として労働問題が争われている。ここにおいて、本来は団体間で争われる労働問題が、あたかも市民的な利害を争う、個としての紛争に分解され、基本的な労働問題が労働運動（争議）になっていかないう状況が繰り返されている。」（204頁）

◇地域コミユニティユニオンと管理職ユニオンの闘い

「東京管理職ユニオン」（93年12月）  
16名↓800名へ。

「退職届けよさようなら。解雇通知よこんにちは！」のスローガンが如実に語ってくれる、この逆説は、集団的労資関係の頹廃を突き抜けていく前提であった。会社（資本）の意志と自分の意志の区別、会社の意思に対して明確な自分の意思の自立、会社に人間にとって、「モノと自分との区別、会社に対する決別と人間的な自立」を短い言葉で要求したのである。」（206頁）

◇「左翼」と「経営者」には理解できない新たな運動。

#### ◆派遣労働者

「企業労資関係を越えて社会的な基盤を作る運動として対置していく労働者総ぐるみのユニオン運動の基軸がもとめられている。」（211頁）

第5章 エピローグ 新たな時代を繋ぐ

1 国鉄闘争 新たな可能性

1986年修善寺大会（「民営分割支持に転換」を否決）

1987年新会社設立委員会、採用・不採用を通知

1990年清算事業団から、1047名が解雇。闘争団結成。

1992年「5・28中労委」和解案

◇「博多クリンセンター」「音威子府木工製品・ようかん」など「全国の36闘争団中、25闘争団による21の事業体が発足・運営」され、組織的自活がされている（231頁参照）。

1998年国労63回定期大会―「補強5項目」

「この定期大会での国労運動の先祖帰り方針案は、新たな社会状況について、自らの企業内組合としての本質的な欠陥の総括や、その限界を積極的に超えていく問題提起や、大衆討論を拒否した清算主義的なものであった。」（222頁）

2000年「四党合意」―JRの不当労働行為を「放免」。国労、「合意」採決。後、破綻。

〔国鉄闘争の意義〕

- 1 総評なき後、左派労働運動（全労協など）の結集軸であったこと。
- 2 争議団運動の経営的な活動の水準を引き継いで発展させてきた、労働者経営の意義。
- 3 鉄道交通政策として、対案型運を運動の主軸にして提起した意義。
- 4 新自由主義・グローバル資本と対抗する国際労働運動と連携していく意義（韓国スミダ、アメリカ・ブリヂストンファイアストン争議など）

## 2 社会と労働組合

「結論づければ、労働組合にとって、長い歴史を通して形成してきたヒト生存のために、社会に埋め込まれてきた非市場的な民衆側の公共の秩序＝社会防壁をぶっこわす側に立つのか、ヒト社会再建の側に立つのか、その社会的意義が今まさに問われているのである。そして労働組合の新たな理念は、サブスタンティブ（実体）経済を担うさまざまな人々と共に、友愛による社会的な団結を再生する役割の一つを担っていくことであると考えられるのである。」（243頁）

## 3 労基法改悪反対運動の顛末

1998年 労基法改悪案成立

従来にないスタイルで運動を盛り上げた「雇用破壊NO！運動」。

◇全国をキャラバン。労働三団体の一応の「共闘」が、法案成立を阻止できず。

「今回の基準法・派遣法「改正」は、企業リストラと雇用流動化、いわば新時代の日本的経営に対応するため、労働法制全般にわたる規制緩和への布石であった。裁量労働制の導入による、労働時間規制からのホワイトカラー外し、有期雇用制の合法化、派遣事業の拡大から原則自由化など、戦後における労使関係の社会法上の規制を外して、労働力商品を市場原理に追いやっていくものであった。」（253頁）

◆ ネットワーク型

4 政治性と労働組合

「社会統一方式」（革新運動、民主統一戦線）

「これは高い日本経済の成長に支えられて、失業率を低く抑えてきたという意味での完全雇用制、国民があまねく平等を享受する福祉制度、機会均等を原則とした教育基本制度、不幸を最小限度にする、医療をはじめとした年金などの国民皆保険制度、そしてその福祉社会制度のための累進課税制などの国の財政政策によって、国民国家目標として福祉国家が、55年政治体制下の保革共に求めてきた国の形であった。そして日本は、ヨーロッパとアメリカの中間に位置する程度の福祉国家を実現してきたのではないかと考えられる。総評は、その福祉国家の一部を担ってきた、公共ヘゲモニーを強く持った労働運動であった。55年体制は、労資諸関係に矛盾と軋轢がありながらも、総体として日本経済の成長を原動力として、30余年の長きにわた

って形成してきた、日本の福祉国家の形であったのである。」(257頁)

第一段階 「前川レポート」を通じた構造調整。中曽根臨調行革。55年体制の崩壊。

第二段階 東欧・社会主義圏の「解体」。「政治改革」↓社会党の解体、民主党の誕生。

第三段階 「新時代の日本的経営」(95年)、労基法・労働法制の全面的再編。

◇「労働組合の全面的否定と福祉国家制度外し」

「従来の基盤と枠組みの防衛からの、55年体制における護憲平和運動と労働運動では間に合わない時代になってきている。だから新たな政治の対抗軸形成は、従来の既成政党基盤からこぼれ落ちて、その枠外に置かれた新たな多数派層に基盤を移していくことであろう。その中核である非正規労働者や農民や中小企業者に影響力を持ちうる哲学と政策を提示した新たな市民運動、そして社会運動の再構築が決定的に重要になってくると考えられる。」(262頁)

## 5 組合は未来への贈与

「労働運動の政治的力の源泉は社会的な友愛・協同の力であり、国家に対しては、この力を抛り所に積極的に介入することが労働運動の政治運動ではないかと考えている。

筆者が主張する労働者の「友愛・協同の力」とは、基本的に二つの力に分解することができる。

第一は、分業の下であっても協同で仕事をして、物やサービスを作り出していく生産的な力と、友愛主義によって「商品」を相互に享受し人間を豊かにしていく力。この力は社会における陣地型戦略の源泉である。

第二は、同じ境遇やもつと貧しい境遇などの人間関係の濃い固まりを労働者が観念化し、共通の相手に対して自己組織化を経験的に生み出していき、直接的・数字的な力。これは政治における機動戦型戦略の源泉である。

労働組合は本来的にこの二つの力を内包し、友愛理念によって統一されている。いつの時代でも労働組合が生まれる過程は、労働者相互の厳しい覚悟と自己犠牲による無償の行為によってであった。そうしてつくられた組織とは、単に物質的なメカニズムではなく、社会的な関係における、労働者の内面と外面を形づくる人間としての制度であると考えてる。」（262～263頁）

## 6 結び

「労働組合は、戦争を含めた競争社会に対して、底辺社会において、競争では生きることが下手な人々の、対抗的な機能を代行しているものであるからである。労働組合は本来的に競争社会では生きられない人々のものなのだ。競争（市場）社会をチェックし、あるいは対抗する友愛主義と協同主義が、労働組合の自立思想なのである。」（270頁）

製作…山本崇記（立命館大学大学院先端総合学術研究科）、UP-20050103

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/gsce/db2000/0302o1.htm>

◇現代労働組合研究会のHPへ（TOP）

<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/roudou/111210roudou-index.htm>

◇Ctrl キーを押さえながら上のアドレスをクリックすると、サイトに行きます。